

代理受領事業者の登録方法について（販売事業者向け）

高山市では、人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する在宅の障がい者が、災害等による停電時においても、安心して日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置等の購入費用を助成します。

この事業では、助成対象者と、市に登録された非常用電源装置等の販売事業者（以下「代理受領事業者」といいます。）の間で、助成金の請求及び受領に係る委任がなされているときは、代理受領事業者が助成対象者に代わって助成金の請求及び受領を行うことを認めています。

代理受領事業者の登録を希望される事業者におかれましては、市に申請をお願い致します。

1. 代理受領事業者の登録方法

(1) 申請書類

- ・高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業代理受領事業者登録申請書
- ・定款（個人にあつては履歴及び営む事業の内容が分かるもの）
- ・登記事項証明書（個人にあつては市町村発行の身分証明書）

(2) 申請方法

高山市福祉課 福祉・障がい係 へ申請書類を提出（郵送、電子メール可）

(3) 留意事項

- ・販売店ごとに申請が必要です。
- ・申請書類は、市 HP（広報 ID 「1016156」 で検索）にある所定様式を使用してください。
- ・登録事項の内容に変更が生じたときは、登録内容の変更届が必要です。
- ・事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、各届が必要です。
- ・登録期間は、登録開始日が属する年度を初年度として起算して5年度目の年度末までです。引き続き登録を希望する場合は、改めて登録の申請が必要です。
- ・代理受領に係る帳簿及び関係書類を5年間保存する必要があります。
- ・このほか、高山市要電源障がい者災害時電源確保支援事業実施要綱に定める事項を遵守する必要があります。

2. 代理受領制度の概要

(1) 市民への周知方法

- ・販売店の名称、住所、連絡先、取り扱う非常用電源装置等の種類、登録期間を市 HP に掲載します。

(2) 助成金交付の流れ

① 助成対象者が市へ申請

※「代理受領事業者の見積書」、「非常用電源装置等の詳細を確認できる資料」を添付



② 市の審査・助成決定（「助成券」を交付）



③ 助成対象者が非常用電源装置等を購入

※代理受領事業者は、助成対象者から自己負担額を収受し、その分の領収書を渡す。

助成対象者から「助成金請求書」、「助成券」、「助成金の請求及び受領に係る委任状」を受け取る。



④ 代理受領事業者が市へ助成金を請求

※「助成金請求書」に、「助成券」と「助成金の請求及び受領に係る委任状」を添付

⑤ 助成金の交付

※市は代理受領事業者へ支払う。

(3) 留意事項

- ・見積書は、市 HP (広報 ID 「1016156」 で検索) にある所定様式を使用してください。
- ・この他、制度の周知チラシ「在宅障がい者への災害時の電源確保支援について」をご覧ください。

3. 問合せ

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 高山市福祉課 福祉・障がい係
電話:35-3356 FAX:35-3165 E-mail: fukushi@city.takayama.lg.jp